

特記仕様書

委託業務名 都市計画総括図修正業務委託
履行場所 京都都市計画区域（京都市域、隣接市域一部含む）
履行期間 契約日の翌日から令和9年3月15日まで

1 総則

(1) 適用範囲

本業務の履行に当たっては、本特記仕様書によるほか、測量業務共通仕様書(案)（土木設計業務等委託必携（令和8年2月京都市））によるものとする。

※京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「設計・測量等業務委託の仕様書、様式等」参照

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000190817.html>)

(2) 目的

本業務は、京都国際文化観光都市建設計画総括図－3（以下「総括図」という。）を、発注者（以下「甲」という。）が指定する都市計画情報（用途地域、都市施設の情報等）に修正し、印刷用の版を作るための版下データの作成を目的とする。

2 前払金

本業務は前金払を行わない。

3 打合せ等

- 1 業務における打合せは、業務着手時、成果品納入時の計2回行うものとする。
打合せ回数に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。
- 2 業務着手時及び成果品納入時には、主任技術者が立ち合うものとする。

4 提出書類

受注者（以下「乙」という。）は、業務着手に当たり次の各号に掲げる書類を契約締結後

- 1 4日以内に提出し、甲の承認を得なければ業務に着手してはならない。

- (1) 業務計画書
- (2) 業務工程表

第1号に掲げる業務計画書には下記事項を記載すること。

- ・業務概要
- ・実施方針
- ・業務工程
- ・業務組織計画
- ・打合せ計画
- ・成果品の内容、部数
- ・使用する主な図書及び基準
- ・連絡体制（緊急時含む。）

- ・使用する主な機器
- ・その他 ※

※ 第132条個人情報の取扱い、第133条 安全等の確保及び第137条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。

なお、業務工程については、令和9年1月中を目途に版下データを完成するよう工程管理に努めること。

5 業務の概要

本業務は、総括図（縮尺 1/25,000）を更新するためにデータ修正を行う業務である。修正する総括図は、以下のとおりとする。

○ 総括図－3 6版刷（基本4色＋特色2色）

(1) 計画準備

乙は、本業務を実施するに先立ち、業務計画及び業務工程を検討し、甲と十分協議のうえ、業務を実施すること。

(2) データ更新

乙は、国土地理院の電子地形図 25000（以下「地形図」という。）を入手し、地形図を基に総括図の下図を更新するとともに、総括図の都市計画情報を修正すること。

ただし、国土地理院への地形図の複製承認申請書の提出は甲が行うものとする。

修正内容は以下のとおりとする。

○ 総括図－3（都市施設）

① 都市計画道路 54路線（別紙参照）

※詳細については、京都市情報館「トップページ」⇒「市政情報」⇒「市民参加」⇒「審議会等開催案内」⇒「第86回京都市都市計画審議会」⇒「計議第370号議案 資料2-1付図」参照

(https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai_annai/cmsfiles/contents/0000350/350300/2-1fuzu.pdf)

② 都市計画公園・都市計画緑地 2公園緑地

名称		修正内容	
番号	公園名	都市計画変更関係	事業進捗
3・3・57	東吉祥院公園	廃止	
66	植松公園		完成

③ 下水処理場 1施設

名称	修正内容	
	都市計画変更関係	事業進捗
鳥羽水環境保全センター	一部廃止	

④ その他

ア その他変更部の修正（近隣市域の変更部含む） 1 エリア

箇所・エリア	修正内容
寺戸町永田等地域	(変更前) 第一種低層住居専用地域 (変更後) 第一種住居地域

イ 凡例

ウ 作成年月日

エ 発行元、注意事項等、甲が指示する文字情報

(3) 校正

乙は、甲による点検を受けるため、以下のとおり総括図－3の校正用出力図各1部とA3サイズに分割した校正用の地図データを提出すること。

校正は原則として、内容校正1回とするが、甲の指示どおり作業が行われていない場合は、この限りではない。校正用出力図の提出期限は、別途協議のうえ決定する。

(4) データ作成に關しての注意事項

ア 作成したデータのバージョンを明記すること。

イ テキストのフォントはアウトライン化すること。

ウ 使用する各色でレイヤー分けを行い、近似色の区分けは明確に設定すること。

エ 特色となる色は別レイヤーとして管理し、色の指定を行うこと。

オ 総括図－3の特色は、地形図と都市計画道路の2色とすること。

カ 印刷用データは、印刷に必要な設定が全て行われたデータとして完成させること。

6 電子納品

- 1 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「京都市建設局電子納品実施要領（業務編）」（令和6年3月）（以下「要領」という。）に基づき作成された電子データをいう。

要領に記載のない事項又は疑義がある場合は、監督員と協議のうえ作成すること。

- 2 成果品は、要領に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R等）で1部提出する。

7 貸与資料

以下の資料を貸与する。

- (1) 京都市都市計画規制情報（MDB形式又はSHAPE形式）
- (2) 令和5年度作成京都市都市計画総括図－3電子データ（adobe Illustrator形式）
- (3) 令和5年度作成京都市都市計画総括図－3（印刷物）
- (4) その他参考資料

※貸与された資料について、乙は、貸与品受領書を提出すること。また、乙は、業務完了後速やかに貸与品を返却するとともに、貸与品返還書を提出し、甲の確認を受けること。

8 テクリス

乙は、契約時又は変更時において、委託料が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから甲にメール送信し、甲の確認を受け たうえで、受注時は契約後、15 日（休日等を除く。）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15 日（休日等を除く。）以内に、完了時は 業務完了後、15 日（休日等を除く。）以内に、訂正時は適宜、登録機関に 登録申請しなければならない。

なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は 8 名までとする。）。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に甲に メール送信される。

なお、変更時と完了時の間が、15 日間（休日等を除く。）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正又は削除する場合においても同様に、テクリスから甲にメール送信し、速やかに甲の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。

9 諸事故の処理

本業務中に生じた諸事故や第三者に与えた損害は、乙の責任において解決すること。また、発生原因、経過及び内容を速やかに甲に報告し、指示を受けること。

10 疑義

本業務の実施に当たり、本特記仕様書に明示なき事項又は疑義が生じた事項については、甲乙双方で協議のうえ、甲の指示を受け業務を実施すること。

1.1 文書による変更手続き

業務内容の変更等により設計変更を行う必要が生じた場合には、変更契約手続きを文書により確実に行うため、必要な指示や協議等は、打合せ簿や業務委託関係書類等の書面により行うものとし、これがないものについては、設計変更の対象としない。

1.2 検査

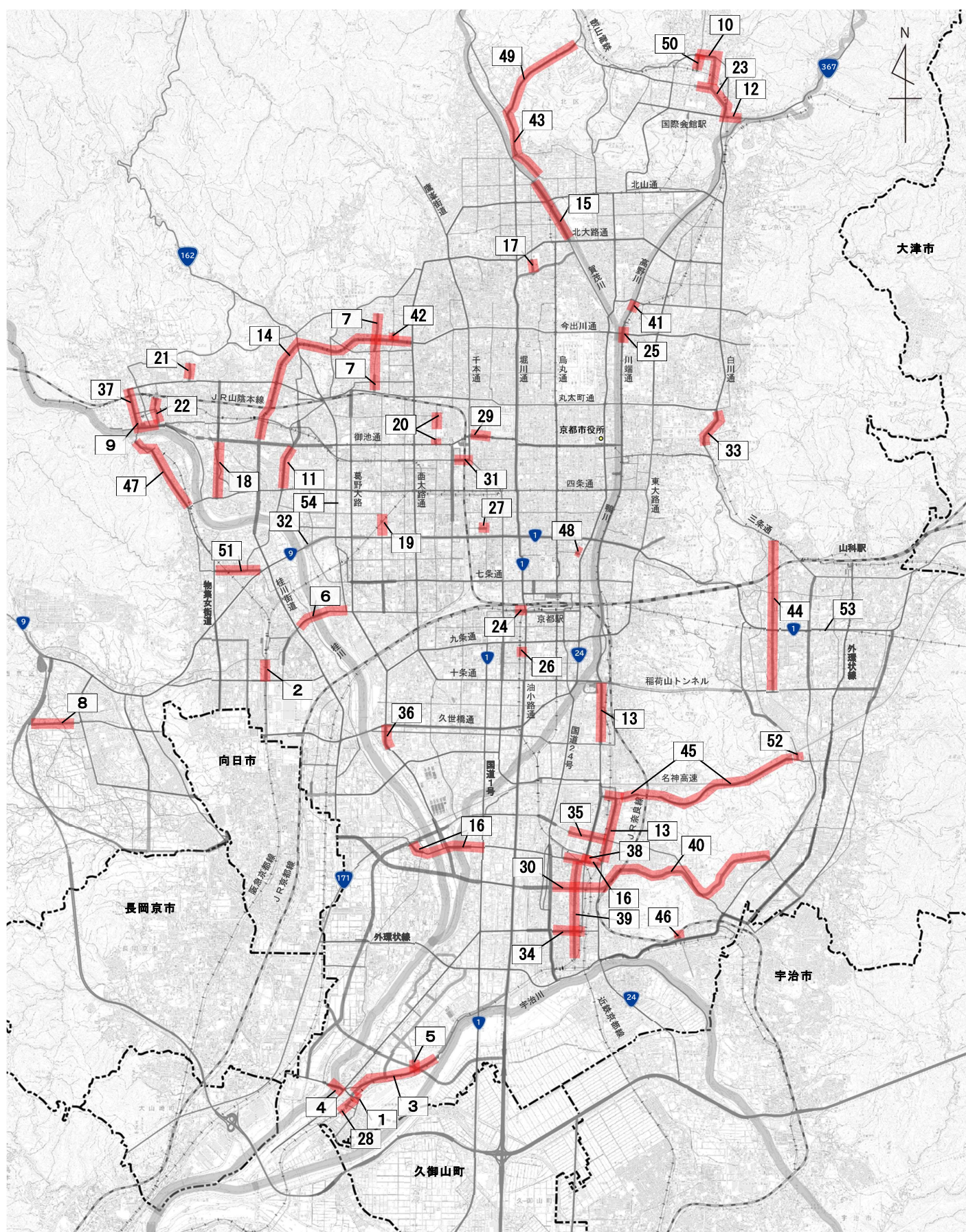
検査により不良個所が認められた場合は、甲の指示に従い速やかに修補を行うこと。

1.3 成果品

成果品は以下のとおりとする。ただし、総括図の電子データの形式は、adobe Illustrator 形式、DXF 形式、SHAPE 形式及び PDF 形式とし、CD-R 等の記録媒体に保存し提出すること。また、電子データに関しては、それぞれの保存形式ごとに互換性の高いバージョンで作成するとともに、印刷業者が容易に使用するための説明資料を作成し、あわせて記録媒体に

保存したうえで、最新版のコンピュータウイルス対策ソフトでウイルスチェックを行うこと。

- (1) 電子データ 一式 (CD-R 等 1 枚)
- (2) 総括図 (B1 用紙サイズの出力図、統括図－3 2 部)

① 都市計画道路 54路線 修正箇所 : 

※ 番号は修正対象路線の通し番号

① 都市計画道路 54路線 修正内容一覧表

(2 / 2)

修正対象 路線通し番号	名 称				修正内容	計議第370号議案 資料2－1 付図 掲載ページ
	修正前		修正後			
	番号	路線名	番号	路線名		
1	3・3・11	淀駅前線	修正無し		一部区間廃止	47
2	3・5・101	桂駅東通	修正無し		一部区間廃止	30
3	3・4・102	三栖淀線	修正無し	三栖横大路線	一部区間廃止	73～76
4	3・6・107	下海印寺納所線	修正無し		区域縮小	48～49
5	3・4・114	横大路公園通	修正無し		一部区間廃止	50
6	3・5・116	山陰街道	修正無し		一部区間廃止	31～34
7	3・6・120	木辻通			路線廃止	
8	3・3・128	久世北茶屋線	修正無し		区域縮小	35～39
9	3・3・129	御池通	修正無し		一部区間廃止	40～46
10	3・5・130	宝池通	修正無し		一部区間廃止	9～12
11	3・4・133	梅津太秦線	3・4・133	修正無し	一部区間廃止	121～123
			3・4・201	修正無し		
12	3・5・135	大原通	修正無し		一部区間廃止	13～15
13	3・4・137	師団街道大和街道	3・4・186	師団街道	一部区間廃止	77～82
			3・4・187	国道24号線		
14	3・3・140	久世梅津北野線	修正無し	久世梅津太秦線	一部区間廃止	59～69
15	3・3・143	賀茂川小山線			路線廃止	
16	3・4・145	竹田久我線	修正無し		一部区間廃止	51～54
17	3・6・152	新町通	修正無し		区域縮小	23～24
18	3・6・159	高辻通	修正無し	嵯峨野線	一部区間廃止	70～72
19	3・4・161	西小路通	3・4・161	修正無し	一部区間廃止	124～128
			3・6・197	修正無し		
20	3・6・163	御前通	修正無し		区域縮小	25
21	3・6・167	嵯峨中通			路線廃止	
22	3・6・169	嵯峨嵐山駅南通			路線廃止	
23	3・4・176	上高野岩倉線	修正無し	岩倉線	一部区間廃止	56～58
24	3・4・180	八条通	修正無し		区域縮小	26～27
25	3・3・184	鴨川東岸線	修正無し		区域縮小	16～22
26	7・7・103	近鉄東側道	修正無し		区域縮小	28
27	7・5・105	万寿寺通	修正無し		一部区間廃止	29
28	7・7・111	淀駅南側道線	修正無し		区域縮小	55
29	I・II・1	押小路通	3・2・195	修正無し	区域縮小	119
30	I・II・3	伏見向日町線	3・2・210	修正無し	一部区間廃止	129～137
31	I・III・9	三条通			路線廃止	
32	I・III・11	国道9号線	3・3・189	修正無し	名称変更のみ	掲載無し
33	I・III・43	南禅寺道			路線廃止	
34	I・III・44	伏見大手筋線	3・3・204	修正無し	一部区間廃止	149～150
35	I・III・45	羽束師墨染線	3・3・209	修正無し	一部区間廃止	151～159
36	I・III・48	吉祥院下鳥羽線	3・3・202	修正無し	一部区間廃止	160～163
37	II・I・6	丸太町通	3・4・198	修正無し	一部区間廃止	138～142
38	II・II・13	師団街道	3・5・207	修正無し	一部区間廃止	164～165
39	II・II・14	伏見新町通			路線廃止	
40	II・II・29	桃山石田線	3・4・208	小栗栖石田線	一部区間廃止	166～170
41	II・III・14	高野川東岸線	3・6・191	修正無し	区域縮小	106～109
42	II・III・32	馬代通	3・6・199	修正無し	区域縮小	143～144
43	II・III・61	京都貴船線	3・6・192	上賀茂線	一部区間廃止	110～112
44	II・III・63	日ノ岡西野山線			路線廃止	
45	II・III・66	深草大津線	3・5・203	勸修寺醍醐線	一部区間廃止	171～175
46	II・III・67	丹後橋通	3・6・205	修正無し	一部区間廃止	176
47	II・III・78	嵐山榎原線	3・6・200	修正無し	一部区間廃止	145～148
48	II・III・103	六条通	3・6・196	修正無し	区域縮小	120
49	II・III・114	幡枝葵森線	3・5・193	幡枝静市線	一部区間廃止	113～116
50	II・III・116	岩倉中通	3・5・194	修正無し	一部区間廃止	117～118
51	II・III・118	府道太秦上桂線			路線廃止	
52	II・III・120	大石道	3・5・206	修正無し	一部区間廃止	177～179
53	I・III・36	東山国道	3・3・188	修正無し	名称変更のみ	掲載無し
54	I・III・56	葛野中通	3・6・190	修正無し	名称変更のみ	掲載無し

路線廃止: 起点から終点までの全区間を廃止 (整備済みの区間を含む)

一部区間廃止: 全区間のうち一部の未整備区間を廃止 (整備済みの区間を除く)

区域縮小: 現道からの拡幅予定の区域を廃止

名称変更のみ: 一部区間廃止や区域縮小はなく名称のみ変更